

## 大阪府行政不服審査会の答申の公表について

## 1 公表方法

総務省の「裁決・答申検索データベース」に掲載します。(別紙1参照)

## 2 公表内容

- (1) 公表するものは、答申の内容であり、答申書そのものを公表することまでは求めているとされていることから、答申の要旨でもよいと考えられます。

しかしながら、法の趣旨に鑑み、個人情報(氏名、住所等)等を除き、基本的には、全文を公表します。

(別紙2「他県答申書」参照)

- (2) 個人情報(氏名、住所等)以外の事項であっても、必ずしも公表する必要のないものについては、公表しないこととします。

ア 処分庁名に係る市町村名の部分 (記載例) ○○市福祉事務所

イ 施設等の名称

ウ 自動車の登録番号

エ その他部会において公表しないことが適当であると認めるもの

## ○行政不服審査法(抜粋)

(答申書の送付等)

第79条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

## ○「逐条解説 行政不服審査法」(抜粋)

説明責任の観点から、行政不服審査会の答申は、一般に公表しなければならぬものとしている。ただし、答申書には、審査請求人の氏名等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、公表するものは「答申の内容」であり、答申書そのものを公表することまでは求めている。実際にどのようなものを公表するかについては、行政不服審査会の判断に委ねられることになる。

<別紙1>

行政不服審査裁判・答申検索データベース

答申情報検索

不服審査情報 <span style="float: right;">+詳細検索</span>		
フリーワード検索	<input type="text"/>	又は <input type="text"/> 又は <input type="text"/>

表示件数	<input type="radio"/> 10件 <input checked="" type="radio"/> 30件 <input type="radio"/> 50件 <input type="radio"/> 100件
------	---

検索結果 165件検索されました。現在1/6ページ目を表示しています。					
No.	審査庁名 (法人番号) 行政不服審査会等の名称 (法人番号)	不服申立ての種類	不服申立日	諮問日	答申日
1	大分県 (1000020440001)	審査請求	2016/07/05	2016/12/12	2017/02/24
	大分県 (1000020440001)				
2	埼玉県和光市 (4000020112291)	審査請求	2016/09/17	2017/01/10	2017/02/27
	埼玉県和光市 (4000020112291)				
3	福岡県 (6000020400009)	審査請求	2016/06/06	2016/11/17	2017/02/21 ▲
	福岡県 (6000020400009)				
4	大阪府吹田市 (6000020272051)	審査請求	2016/06/22	2016/10/26	2017/01/26 ▼
	大阪府吹田市 (6000020272051)				
5	奈良県奈良市 (4000020292010)	審査請求	2016/11/04	2017/01/18	2017/02/09
	奈良県奈良市 (4000020292010)				
6	奈良県奈良市 (4000020292010)	審査請求	2016/09/28	2016/12/12	2017/01/24
	奈良県奈良市 (4000020292010)				
7	群馬県桐生市 (9000020102032)	審査請求	2016/07/11	2016/11/11	2017/01/13
	群馬県桐生市 (9000020102032)				
8	京都府京都市 (2000020261009)	審査請求	2016/07/11	2017/01/23	2017/02/20
	京都府京都市 (2000020261009)				
9	京都府京都市 (2000020261009)	審査請求	2016/08/29	2017/01/23	2017/02/20
	京都府京都市 (2000020261009)				
10	島根県	審査請求	2016/08/15	2016/12/19	2017/02/07
	島根県 (1000020320005)				
11	京都府京丹後市 (4000020262129)	審査請求	2016/07/25	2016/12/05	2017/02/10
	京都府京丹後市 (4000020262129)				
12		審査請求	2016/06/25	2016/12/05	2017/02/10

「東京都行政不服審査会 答申（抜粋）」

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）28条5項の規定に基づく保護停止決定処分及び法26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成28年5月11日付けで行った保護停止決定処分（以下「本件停止決定処分」という。）及び同月31日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件廃止決定処分」といい、本件停止決定処分と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

1 本件停止決定処分について

本件検診命令は、検診する医師については請求人自身が選んだ長年診察を受けている医師・病院にしてほしいとの要求を否定し、処分庁が医師を強制指定したものである。処分庁が指定したメンタルクリニックは、請求人にとっては全く不必要で、病気が悪化するだけである。処分庁が指定した病院に行かなかつたから保護停止にするというのは、憲法の個人の自由や尊重どころか、まる

で殺人的な悪意である。

## 2 本件廃止決定処分について

処分庁は、請求人が話合いのため〇〇区福祉事務所を訪問した際、事前に約束した係長が欠席し、初対面の担当外の係長が出席した。請求人にとって侮辱行為であり、提出するはずであった宿泊先の領収書も要求されず、その結果、一方的に電話で保護を廃止することを伝えられた。この一連の行為は、処分庁側の職権濫用と恣意的悪意であることは明白である。

## 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年9月26日	諮問
平成28年11月29日	審議（第3回第4部会）
平成28年12月20日	審議（第4回第4部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 判断の前提

#### (1) 本件各審査請求の適法性

法26条によれば、保護の停止又は廃止の決定は、書面をもって被保護者に通知しなければならないものとされている。

を行ったことには、合理性が認められるものであり、請求人の上記主張は、理由がない。

- 5 請求人は、本件廃止決定処分について、上記（第3・2）のとおり、請求人が話合いのため〇〇区福祉事務所を訪問した際、事前に約束した係長が欠席し、初対面の担当外の係長が出席したことは、請求人にとって侮辱行為であり、提出するはずであった領収書も要求されず、その結果、一方的に電話で保護を廃止することを伝えられたのであって、この一連の行為は、処分庁側の職権濫用と恣意的悪意であることは明白であると主張する。

しかし、平成28年5月31日に行われた面談について、事前に処分庁において担当の係長が面談することを約束した事実は確認することができなかつた上、仮に請求人の言うように上記約束が担当職員との間で交わされ、これが守られなかつた事実があつたとしても、そのことをもって、請求人の居所を証明する宿泊先の領収書等の書類を処分庁に対して提出しないことについて、やむを得ない事情があつたとまでは認めることができない。

そして、請求人が、平成28年5月31日の面談時に限らず、同年4月28日に担当職員が居所確認のために1週間に一度は宿泊先の領収書を提出するよう指示して以降、処分庁に対して居所を証明する書類を提出してこなかつたことからすれば、処分庁が請求人について〇〇区福祉事務所の所管区域内に居住地又は現在地を有するとは認められないと判断したことは不合理とは言えず、請求人の上記主張は、理由がない。

- 6 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行つた審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適

正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

「奈良県行政不服審査会 答申（抜粋）」

（別紙）

諮問番号：平成28年度処分諮問第1号

答申番号：平成28年度処分答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

処分庁である奈良県中和福祉事務所長が平成28年5月9日に行った生活保護法第63条による費用の返還通知は妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

（1）審査請求人

保護廃止処分において平成27年11月20日をもって保護を廃止する日とした処分庁の判断には誤りがあるので、これを平成27年10月11日若しくは同年11月5日に変更し、又は、これらの日への変更もできないときは可能な日に変更し、当該変更した日を基礎とした費用返還請求処分に変更するとの裁決を求める。

（2）審査庁

原処分維持が適当と考える。

第3 審理員意見書の要旨

（1）審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

（2）審理員意見書の理由

ア 審査請求人に対し、平成27年11月20日をもって保護を廃止する日とした処分は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下、「法」という。）第26条の規定に基づくものであり、保護を必要としない資力を財産相続により得たことが確認できたことによるものである。

イ 保護を廃止するとともに、法第63条に基づき、資力発生時（母死亡日：平成27年6月26日）から保護廃止日（平成27年11月20日）までに支給した保護費の返還を求める保護費用返還請求処分が行われた。

ウ 保護廃止処分については、平成27年12月8日付の通知書が平成27年12月9日に審査請求人に手交されており、同通知書には、決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、奈良県知事に審査請求できる等の審査請求に係る所定の教示がなされていた。

同日の時点での同処分に対する不服申立てに適用される旧行政不服審査法（平成26年法律第68号による改正前の昭和37年法律第160号をいう。）第14条第1項の規定により、「審査請求は、処分があったことを知った日の翌日か

&lt;別紙2-3&gt;

## 答申情報詳細

不服審査情報	
不服申立ての種類	審査請求
不服申立日	2016/09/13
諮問日	2017/01/04
審査庁名(法人番号)	総務省(恩給) (2000012020001)
行政不服審査会等の名称(法人番号)	総務省(恩給) (2000012020001)
処分根拠法令	行政不服審査法第45条第2項

答申情報		裁決情報表示
諮問受付日	2017/01/04	
答申日	2017/01/17	
答申内容	原案のとおり裁決すべき旨決した	

閉じる

